

弁護士 井 上 洋 一

あいさん事務所便り

連絡先：〒445-0853

愛知県西尾市桜木町3-51-3 林ビル2階

電話：0563-53-0220 FAX：0563-53-0222

e-mail：inoue@aisan-law.jp

「マイナンバー制度」 雇用保険関係の最新情報！

◆厚労省から続々と 情報が公表

8月に入り、厚生労働省から雇用保険関係のマイナンバー制度に関する情報が続々と公表されています。

まず、8月3日に「概要リーフレット」と、事業主向けの詳細資料である「マイナンバー制度の導入に向けて（雇用保険業務）」が公表され、来年1月から使用するマイナンバー制度に対応した雇用保険関係の様式案（7月時点の改正案）も公開されました。

さらに8月5日には「雇用保険業務等における社会保障・税番号制度への対応に係るQ&A」が公表されています。

マイナンバー制度に関する同省関係の情報発信は、国税庁などに比べると遅れ気味ではありますが、ようやく出てきたといった感じです。

なお、個人番号については厳重な管理が必要とされているため、同省ではできるだけ

電子申請による届出を行うよう呼びかけています。

◆「Q&A」の内容

以下では、上記「Q&A」の内容からいくつかご紹介します（全体版は『厚生労働省マイナンバー制度 雇用保険関係』で検索してご覧ください）。

Q7 「離職票-1」は事業主が個人番号を記載して離職者に交付するのか。

（答）「離職票-1」の個人番号欄は離職者が記載することとしており、事業主はハローワークから交付された「離職票-1」（個人番号欄は空欄）を離職者に交付していただくこととなります。

Q9 雇用保険手続きについて、手続きの契機ごとに同一従業員の個人番号を重複して提出することになるのか。

（答）個人番号のハローワークへの届出にあたっては、事業主が従業員から個人番号を収集する際に本人確認を行った上で提出すること

からハローワークでは本人確認等の事務は行わないこととなりますが、仮に、個人番号が誤って登録された場合には、その後の事務処理に多大な影響を生じることとなることから、手続頻度の高い届出について、届出の契機ごとに、個人番号を記入して提出することとしています。

Q11 従業員から個人番号の提供を拒否された場合、雇用保険手続きについてどのような取扱いとなるのか。

（答）雇用保険手続きの届出にあたって個人番号を記載することは、事業主においては法令で定められた（努力）義務であることをご理解いただいた上で、従業員から個人番号の提供を求めますが、仮に提供を拒否された場合には、個人番号欄を空白の状態での雇用保険手続きの届出をしていただくこととなります。その上で、再度、従業員から個人番号の提供を求めた上で、個人番号の提供があった場合には、所定の様式により提出していただくこととし

ています。

平成 27 年度最低賃金額 引上げの目安と企業の対応

◆地域別最低賃金額改定の 目安

地域別最低賃金額が 10 月
から引上げとなる見込みで
す。引上げ額の目安について
は、都道府県の経済実態に応
じ、次の通り提示されていま
す。

- ・A ランク⇒19 円（千葉・東
京・神奈川・愛知・大阪）
- ・B ランク⇒18 円（茨城・栃
木・埼玉・富山・長野・静
岡・三重・滋賀・京都・兵
庫・広島）
- ・C ランク⇒16 円（北海道・
宮城・群馬・新潟・石川・
福井・山梨・岐阜・奈良・
和歌山・岡山・山口・香川・
福岡）
- ・D ランク⇒16 円（青森・岩
手・秋田・山形・福島・鳥
取・島根・徳島・愛媛・高
知・佐賀・長崎・熊本・大
分・宮崎・鹿児島・沖縄）

◆今後の流れ

現在、各地方最低賃金審議
会で上記の目安を参考に調査
審議が行われており、その答
申を経て、各都道府県労働局
長が地域別最低賃金を決定す
ることとなります。

もともと、提示された目安
と異なる地域別最低賃金額が
定められた例は過去ほとんど
なく、目安額通りに決定され
るものと考えられます。

◆引上げ前のチェックが必 要

最低賃金額に近い額で雇
用契約を結んでいる従業員
が多い事業場では、引上げ後
の最低賃金額を上回る額が
支払われているか、注意が必
要です。

時間給を計算してみると
最低賃金額を割り込んでしま
っているケースが、アルバイト・パートタイマーはもち
ろん、正社員の場合であって
も散見されます。

時給制の場合にはわかり
やすいのですが、月給制や日
給制の場合は、賃金額を労働
時間数で割り戻して時間給
を算出し、最低賃金額と比較
してみてください。

賃金額が最低賃金額を下
回る場合には刑事罰が定め
られており（最低賃金法 40
条、50 万円以下の罰金）、悪
質な場合には書類送検の可
能性もあります。「引上げに
きちんと対応できていなか
った」という“うっかりミス”
が多い部分ですので、10 月
の引上げ前に、再度、最低賃
金額関連の管理について見
直しておきましょう。

9 月の税務と労務の手續 提出期限 [提出先・納付 先]

10 日

- 源泉徴収税額・住民税特
別徴収税額の納付 [郵便
局または銀行]

- 雇用保険被保険者資格取
得届の提出<前月以降に
採用した労働者がいる場
合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開
始届の提出<前月以降に
一括有期事業を開始して
いる場合> [労働基準監
督署]

30 日

- 健保・厚年保険料の納付
[郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払
報告書の提出 [年金事務
所]
- 労働保険印紙保険料納
付・納付計器使用状況報
告書の提出 [公共職業安
定所]
- 外国人雇用状況報告（雇
用保険の被保険者でない
場合）<雇入れ・離職の
翌月末日> [公共職業安
定所]

～当事務所より一言～

ようやく暑さも峠を越え
たように感じます。

当事務所の弁護士は、先
日、知的財産管理技能検定
3 級に合格しました。次は
2 級を目指したいところ
です。

地方の弁護士業務では、あ
まり扱わない知的財産分野
ではありますが、日々研鑽
に努めリーガルサービスを
高めていきたいと思いま
す。